

第16回総会 令和3年9月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、9月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 今回は、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件提出されていますので報告します。

土地の所在：大字平郡字〇〇番、場所は、県道〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇橋すぐ手前左の農地となります。地目・田、面積1,114 m²、使用面積1,114 m²、所有者の住所・氏名：大字童子丸〇〇番地4、〇〇、申出人の住所・氏名は、大字平郡〇〇番地1、〇〇。発注者は、〇〇、工事名：防災・安全社会資本整備総合事業小第210-7-2-10号：三納川他1河川樹木伐採・河道掘削^{かどろ}工事、使用目的：現場事務所、機械資材置き場の設置、使用期間：令和3年8月1日から令和4年2月26日までとなっています。地元〇〇委員も現地確認いただいております。以上報告いたします。

局長 また、相続届出1件、使用貸借合意解約6件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和3年度第16回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員16名、推進委員4名、合計20名の出席であります。本日の議案件数ではありますが、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。7番〇〇委員、23番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第84号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第84号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1~2ページの通り申請件数は5件であります。

1 番を説明します。受人：中妻の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 327 m²、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅 1 棟の建築であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 今回は、31 番 〇〇委員と私（15 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、9 月 21 日午前 8 時 30 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、杉尾係長、中井主事同行のもと農地法第 5 条 5 件、非農地証明 4 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。尚、非農地証明調査には、23 番 〇〇委員、30 番 〇〇委員、7 番 〇〇委員にも同行いただきました。

31 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は市道、南側は住宅、北側は市道を挟み住宅となっています。雨水は、市道横の排水路に流します。生活排水については、公共下水道へ排水します。周辺への土砂流出につきましては、市道より 50 センチ程高い土を全て取り除き、市道と同じ高さにすることで土砂流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への同意について確認をお願いしました。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：大字妻の〇〇、渡人：新町の〇〇、申請地：新町一丁目〇〇番、登記・現況ともに田、面積555㎡、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：宅地分譲用地2区画の造成であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から南へ約100m行った所の〇〇川沿いの農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は住宅、西側は市道、南側は空地ですが、〇〇さんが分譲地として転用済みの土地になります。北側は住宅です。雨水は、市道側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の、売買価格は〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：御舟町の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字右松字
〇〇番1、登記：畑、現況：雑種地、面積147㎡、申請事由：駐車場用地、権利の内
容：売買による所有権移転、主な内容は：露天駐車場の設置であります。既に雑種
地化しており、顛末書が添付されています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

31 番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北東に約200m
行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申
請は、申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、露天駐車場
とするために申請されたもので、既に雑種地となっており違反転用を是正するための
転用申請です。この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。
周囲は、東側は市道を挟んで農地、西側は農地、南側は市道、北側は住宅となってい
ます。雨水は、自然浸透と市道横の排水溝に流します。生活排水はありません。転用
に伴う周辺への土砂流出等については、市道と同じ高さとなっていますので、懸念す
るところはありません。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、
第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議を
よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格ですが、申請地北側の宅地216.6㎡と申請地147㎡合計で、〇
〇円となっています。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：大阪市の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他3筆、登記・現況ともに田、面積1,539 m²、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル324枚の設置であります。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

15 番 4番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落です。〇〇交差点から北へ約200m行き、右へ50m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから、売買により所有権の移転を受け、太陽光発電設備を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は水路及び山林、西側は太陽光発電施設転用地、南側は道路を挟んで荒地、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透と水路を設置し、東側の大きな排水路に流します。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：岩爪の〇〇、〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 459 m²、申請事由：墓地用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：共同墓地周囲のブロック倒壊防止、補強であります

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

31 番 5番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北へ約 500m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇、〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、墓地周囲のブロック倒壊を防止するため、畑の半分の土を盛土に転用するために申請されたものです。周囲は、東側は道路を挟んで農地、西側は山林、南側は墓地、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透処理と法面部には、木杭を打ち込み土砂流出防止マットを取り付けるとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 85 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 85 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3 から 7 ページの通り、申請件数は 7 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：荒武の〇〇、渡人：高鍋町の〇〇、申請地：大字山田字 〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,155 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 1 番を説明します。今回の申請は、高鍋町に住む〇〇さんから、〇〇集落に住む専業農家の〇〇さんへの贈与となります。叔父さんからの贈与であります。現地につきましては、配付済みの地図を参照して下さい。〇〇さんは、水稻、たばこ、里芋、ゴ

ボウ、WCS等作付けする大規模農家であり、農機具もトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等農業に必要な機械類は一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2番の説明をお願いします。

局長 2番を説明いたします。受人：三宅の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他2筆、登記・現況ともに畑、面積5,357㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15番 2番を説明します。今回の申請は、調殿に住む〇〇さんから、〇〇に住む〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんは、〇〇さんの叔父さんになります。〇〇さんも高齢で、後継者もないことから甥にあたる〇〇さんへ贈与することになったようです。〇〇さんは、以前はハウス園芸をしていましたが、現在水稻、露地野菜を作付けしております。50a以上の作付けと農機具もリース等で農業に必要な機械は一式揃ってお

ります。何ら問題なく許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願
い
します。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
い
ます。
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明いたします。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅
字〇〇番1他18筆、登記・現況ともに畑及び田、面積17,070㎡、権利の内容：贈
与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15番 3番を説明します。〇〇さんと〇〇さんは親子であります。〇〇さんは兼業農家
ありますが、84歳の高齢であり、贈与の話がまとまり今回、〇〇さんへの贈与とな
ったものです。〇〇さんは、建築士の傍ら水稻、甘藷等を作付けしており、農機具も
トラクター、コンバイン、田植機等農業に必要な機械類は一式揃っております。50a以
上の作付けも問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願
い
します。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明いたします。受人：南方の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番3他18筆、登記・現況ともに田18筆、登記：田、現況：畑1筆、面積16,345㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 4番を説明します。今回は、穂北の〇〇に住む父の〇〇さんから、娘の〇〇さんへの贈与となります。娘の〇〇さんは親元就農で、ハウスニラ、水稻、WCS等を作付けされています。農地の場所は、多数ありますので、配付済みの地図を参照して下さい。農機具もトラクター、コンバイン等農業に必要な機械類は一式揃っております。何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明いたします。受人：山田の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番1他15筆、登記・現況ともに田10筆、登記・現況ともに畑4筆、登記：田、現況：畑1筆、登記：山林、現況：畑1筆、面積11,153㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 5番を説明します。この案件も、先ほどの申請と同様、親の〇〇さんから、子の〇〇さんへの贈与となります。現地は、多数であります。地図を参照して下さい。この地図の農地の他、国富町の六ツ野にも畑があり、国富町役場に同じ申請をしているところです。〇〇さんは、スイートコーン、水稻、ほうれん草等作付けされており、農機具等も農業に必要な機械類は一式揃っております。何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局長 6番を説明いたします。受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の不在者財産管理人〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積560㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4番 6番を説明します。今回の申請は、不在者財産管理人を介して、推進委員の〇〇さんへの売買による所有権移転です。〇〇さんは、水稻、大豆等を作付けしており、農機具等も農業に必要な機械類は一式揃っております。何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の売買価格は、10a当たり〇〇円です。

議長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7番 不在者財産管理人とは、どんな制度ですか。

事務局 今回申請農地の登記上の所有者、〇〇さんですが、行方不明であります。行方不明者の財産を管理、処分することができる人を不在者財産管理人と言います。家庭裁判所に申し立てを行い、不在者財産管理人が選任されます。

10番 申し立ては、農地が欲しい方等ができるのですか。

事務局 申し立てができる人は、不在者の利害関係者で、債権者や相続人、収用等で買収しようとする国や自治体等で誰でも申し立てできるものではありません。

複数名 申し立ては、どれくらい時間がかかるのですか。不在者財産管理人の報酬は誰が支払うのですか。不在者の〇〇さんの土地はこの農地だけですか。〇〇さんが購入するまでの経緯は分かりますか。

議長 不在者財産管理制度に関する質問については、事務局で整理して来月報告して下さい。

事務局 不在者財産管理人制度につきましては、選任された〇〇や〇〇委員等に話を聞き、

来月の総会時にその内容等について報告させていただきたいと思います。

議 長 農地法第3条による許可に関して、審議いただきたいと思います。許可に関して異議はありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明いたします。受人：山田の〇〇、渡人：高鍋町の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番他1筆、登記・現況ともに畑、面積210㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28番 7番を説明します。今回の申請は、高鍋町の〇〇さんから山田の〇〇集落の〇〇さんへの売買です。〇〇さんは、水稻、スイートコーン等を作付けしており、農機具についても、農業に必要な機械類は一式揃っております。何ら問題なく許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a当たり〇〇円となっております。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 86 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 86 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書 8～12 ページの所有権移転分 9 件を説明させていただきます。

1 番 受人：南方の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,141 m²です。

2 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,032 m²です。

3 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,982 m²です。

4 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,953 m²です。

5 番 受人：三宅の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,234 m²です。

6 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三股町の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 598 m²です。

7 番 受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 683 m²です。

8 番 受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,021 m²です。

9 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：木城町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 10,873 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年10月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から9番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第86号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第86号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書13～16ページの通り4件であります。

申請番号順に説明します。

1番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他31筆、登記・現況ともに田及び畑28筆、登記：田、現況：畑1筆、登記：山林、現況：畑3筆、面積26,132㎡、令和3年10月から10年間の使用貸借権の再設定です。

2番 受人：清水の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番3他1筆、登記・現況ともに田及び畑、面積112㎡、令和3年10月から10年間の使用貸借権の再設定です。

3番 受人：清水の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番1、登記：宅地、現況：畑、面積652.53㎡、令和3年10月から10年間の使用貸借権の再設定です。

4番 受人：穂北の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積10,873㎡、令和3年10月から4年10ヶ月の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年10月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から4番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第87号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第87号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書17ページの通り4件であります。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字調殿字〇〇番3、地目：台帳・畑、現況・

雑種地、面積 82 m²、所有者：宮崎市下北方町〇〇番地 4、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字山田字〇〇番、地目：台帳・田、現況・原野、面積 813 m²、所有者：大字荒武〇〇番地 1、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 3、土地の所在：大字山田字〇〇番、地目：台帳・田、現況・原野、面積 1,262 m²、所有者：高鍋町大字〇〇番地 5、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 4、土地の所在：大字山田字〇〇番 1、地目：台帳・田、現況・原野、面積 1,309 m²、所有者：大字山田〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 2 になります。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

23 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人である宮崎市の〇〇さんが所有する農地ではありますが、10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。又、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7 番 申請地は、台帳が畑で、現況が雑種地ですが、畑のままで管理した方が税金面でも有利だと思うのですが。

事務局 申請地は、町中の平地であり、固定資産も原野ではなく、雑種地として課税されている状況であります。

8 番 町中の平地である農地が非農地となるのでしょうか。

事務局 現地を見ていただけると分かりますが、木も生え雑種地化しています。県道〇〇線沿いにあり、三角型の小さな土地で、農地として活用することや駐車場等への転用も困難な土地状況であるため、非農地証明により雑種地とすることとなったものです。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号2について地元委員の説明を求めます。

7 番 2 番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが相続人代表となっている農地であります。10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。又、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号3について地元委員の説明を求めます。

30 番 3 番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。又、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号4について地元委員の説明を求めます。

30 番 4 番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、平成30年の台風による杉の倒木などで、農地として復旧が著しく困難な土地であることから、事由2に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 50 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

7 番 _____

23 番 _____